

令和3年5月13日改正

湯梨浜町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

本町の農地は、東郷池周辺の東郷・羽合平野、天神川から橋津川までの間の砂丘地、中山間・丘陵地帯という特色を有している。それぞれ農地の利用状況や営農類型が異なっていることから、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化が求められている。

東郷池周辺の平野では稲作が中心であることから、担い手への農地利用の集積・集約化においては農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

一方、砂丘地の畑では施設園芸をはじめ、土地利用型の白ネギや芝などの栽培がおこなわれているが、不作付け地が増加傾向にあることから、遊休農地化の防止・解消に努めていく。

中山間地の農地については、多面的機能支払等の農地保全活動に取り組んでいる組織が多数あり、組織活動の支援に努めて行く。

山間・丘陵地帯は、本町のブランド農産物である梨栽培を中心とした地域であるが、生産者の高齢化による作付面積の減少に伴い遊休農地の発生が懸念されている。「梨産地再生プラン」（平成30年湯梨浜町策定）に基づき、優良梨園について遊休農地の発生防止・解消に努めていく。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んで行くよう、湯梨浜町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は5年後の令和7年を目標年とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和2年3月)	1,323.1 ha	53.1 ha	4.0 %
3年後の目標 (令和5年3月)	1,300 ha	30 ha	2.3 %
目 標 (令和7年3月)	1,270 ha	5 ha	0.4 %

注1：管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積

注2：遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）については農業委員と推進委員の担当チームで実施する。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

- 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和2年3月)	1,270 ha	359 ha	28.3 %
3年後の目標 (令和5年3月)	1,270 ha	390 ha	30.7 %
目 標 (令和7年3月)	1,265 ha	400 ha	31.6 %

注1：管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積

注2：これまでの集積面積は、「担い手実態調査」の担い手へ利用集積されている農地の総面積

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業農家数)	担い手			
		認定農業者	認定新規就農者	基本構想水準到達者	特定農業団体 その他の集落 営農組織
現 状 (令和2年3月)	1,197 戸 (119 戸)	43 経営体	3 経営体	7 経営体	13 団体
3年後の目標 (令和5年3月)	950 戸 (111 戸)	45 経営体	6 経営体	10 経営体	16 団体
目 標 (令和7年3月)	900 戸 (105 戸)	48 経営体	9 経営体	13 経営体	19 団体

注1：「総農家数（うち、主業農家数）」の現状(令和2年3月)は、2015年農林業センサスの数値

注2：「総農家数（うち、主業農家数）」の3年後の目標(令和5年3月)と目標(令和7年3月)は、2020年農林業センサスの数値を基礎とした目標数値

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の実質化について

- 農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の実質化に主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

- 農業委員会は、市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等

の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」に基づき農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

- 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

- 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て都道府県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

⑤ 梨産地再生プランに基づく樹園地継承の仕組みづくりへの支援

- 優良梨園存続のため、既存梨園について優良園・不良園のマッピング支援を行い、梨産地再生プラン実施の関係機関と連携・情報共有する。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （令和 2 年 3 月）	2 人 （ 0.7 ha）	0 法人 （ 0 ha）
3 年後の目標 （令和 5 年 3 月）	4 人 （ 1.4 ha）	1 法人 （ 1.0 ha）
目 標 （令和 7 年 3 月）	6 人 （ 2.2 ha）	1 法人 （ 1.0 ha）

注：新規参入者数は、平成 29 年からの農地の権利移動を伴う新たな新規参入数で、法人雇用や親元就農は含まない。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 鳥取中央農業協同組合、鳥取県農業会議、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 企業参入の推進について

- 担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

③ 農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業委員会の区域内において高齢化等により農地の遊休化が深刻な地域について、農地の下限面積に別段の面積を設定して新規就農等を促進する。
- 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。